

可決された案件 (要旨)

◎全員賛成 ▼賛成多数

◎福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の一部を改正する条例について専決処分承認を求めたもの。

国民健康保険税の課税額は、基礎課税額の課税限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を17万円から19万円に変更。国民健康保険税の減額は、均等割5割軽減の対象世帯の被保険者の数に乘ずる金額を26万円から26万5千円に、均等割2割軽減の対象世帯の被保険者の数に乘ずる金額を47万円から48万円に変更。経過措置として改正後の同条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用。

▽福生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業所A型等の准看護師の配置に係る特例並びに小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例に関する規定を整備するもの。

本則の改正のほか、附則は、小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の保育士配置の特例的運用を可能にする規定を追加。附則第6項は、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が少数となる時間帯は、保育士1人並びに保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者1人の配置で対応することを認め、附則第7項は、必要となる保育士の算定に当たり、幼稚園教諭、小学校教諭等の免許保有者を保育士とみなすことができるとし、附則第8項は、1日8時間を超えて開所した場合、定員に応じて配置しなければならぬ保育士数を超えて必要となる職員については、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を保育士とみなすことができるとした。

附則第9項は、附則第7項、第8項を適用するときには、これを適用しない場合に必要とされる職員総数の3分の2以上は保育士資格者を置かなければならないと規定。

◎福生市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正等に伴い法との整合性を図り引用する規定を整理するもの。

◎平成28年度福生市一般会計補正予算(第1号)

歳入は、国庫補助金の保育所等整備交付金及び体育館非構造部材落下防止対策事業補助金を追加。都補助金は子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金、一時預かり・定期利用保育事業補助金、元気高齢者地域活躍推進事業補助金、消費

者行政推進交付金及び体育館非構造部材落下防止対策事業補助金、都委託金は、日本の伝統・文化理解教育推進事業委託金、安全教育推進事業委託金、英語教育推進地域事業委託金、総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業委託金、道徳教育推進事業委託金及びスーパーアクティブスクール事業委託金を追加。

雑入は、多摩・島しょ広域連携活動助成金を追加。市債1億円減額は、臨時財政対策債。

歳出は、児童福祉費の

定期利用保育事業経費、杉ノ子第三保育園建設費補助金及び見守り事業のシルバー人材センター委託の追加。保健衛生費は、B型肝炎の定期予防接種の経費、商工費は、多摩地域観光資源広域活用協議会負担金と消費生活相談体制充実、高齢者対象の啓発事業経費、土木管理費は、旧東海居の無償使用に係る維持管理経費、教育総務費は、都委託事業7件分で、日本の伝統・文化理解教育推進事業、安全教育推進地域事業、英語教育推進地域事業、総合的な不登校児童・生徒支援モデル事業、道徳教育推進事業及びスーパーアクティブスクール事業を追加し、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億603万4千円を追加、249億8603万4千円とするもの。

また、地方債の補正は、臨時財政対策債の限度額4億円を3億円に減額するもの。

福生市表彰条例第4条第1号該当の個人18名、同条第3号該当の法人1件を一般表彰するもの。

◎福生市表彰条例に基づく一般表彰について

個人は、文化財保護審議会委員として貢献された北原進氏、学校歯科医として貢献された蛭名勝彦氏、交通安全推進委員会委員として貢献された秋山朋勝氏、行政改革推進委員会委員として貢献された山下真一氏、明るい選挙推進委員として貢献された横山百世氏、保護司として貢献された石川庄二氏、消防団員として貢献された、現在も活躍中の相羽克洋氏、佐藤隆一郎氏、古谷光良氏、小泉洋司氏、鈴木大基氏、小幡洋介氏、大盛浩行氏、桑林大和氏、古谷純一氏、高橋良輔氏、長田一樹氏、田村力氏の各氏。法人は、市内の小学校に太陽光発電設備一式を寄附されたアサヒビール株式会社。

◎福生市教育委員会委員の任命について

平野裕子氏の任期満了に伴い、新たに野口哲也氏を任命することに同意するもの。



▲酒蔵・地酒の活用プロジェクトPRリーフレット



▲和太鼓を使った授業の様子(福生第三小学校)

陳情

今定例会の各委員会で審査され、不採択となった陳情は次のとおりです。○都立立川高校定時制存続を求める意見書提出に関する陳情書(28-2号)

討論

●福生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

■賛成

安心して働けなくなることにつながる。したがって、この条例改正の議案は、専門性の違いによる代替可能性に問題があり、反対する。

■反対

今回の条例改正は、国の基準に準じて引き下げらるもので、看護師又は准看護師や保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者として、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるとするものである。

しかし、本来保育は、認可保育園の増設を基本とし、正規の保育士が配置され、子どもの安全と健やかな成長が阻害されない体制が守られなければならないと考える。また、更に子どもの発達・成長の権利、そして、親の働く権利を保障することでもあり、その責任は国にあると考える。

その国が、保育士等の配置基準を安易に緩和するような基準の引き下げを行い、それを市が国の基準に従って条例改正を行うことは、確実に保育の質の低下を招き、親が

この条例改正は、この保育の労働力需要に対応するための改正であり、保育の質を落とさず、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化するこ

とで、保育の担い手の裾野を拡げ、保育士の勤務環境の改善にもつながる。これにより担い手の確保に弾力的な運用がはかられ、朝夕の早い時間や遅い時間にシフトに入らなければならない保育士

の負担軽減や急な退職などで次の担い手を見つけることが困難な場合にも、柔軟に対応が図れるという効果がある。また、看護師や准看護師、

幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭についても、保育士とみなすことで、保育士にはない専門性を保育現場に活かせるので、この議案に賛成する。

●都立立川高校定時制存続を求める意見書提出に関する陳情書

(不採択理由)

生徒の実態が多様化している中で、東京都は都立立川高校定時制を閉課程しても不利益がないよう配慮した計画を検討しているため意に沿いない。

立川高校定時制は、この数年既に1次募集で定員を上回る応募状況であり、また他の定時制高校についても2次、3次募集で最後のセーフティネットとして更に多くの生徒が救われている。また、チャレンジスクールと夜間定時制高校の違いであるが、前者は不登校だった生徒でも通いやすく、能力の伸ばしやすい単位制の学校であるが、後者は、少人数学級として、昼間働きのながら夜間勉学する勤労生徒をはじめ、帰国子女、高校中退者、中学校まで不登校であった生徒等多様な課題を抱えた生徒の受け皿となっており、前者がセーフティネットとして代替できるものではない。

また、砂川高校の夜間部の拡大が検討されているが、立川高校定時制は、遠くからでも何とか通えるのは、立川駅から徒歩数分という立地条件の良さであり、砂川高校定時制がそういった立地条件にかなうのか疑問である。これらを勘案し、都立立川高校定時制の存続に賛成する。